

令和4年生駒市農業委員会第5回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和4年5月13日(金)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402 会議室
出席者 議長 10 番 中本 真人
農業委員会委員
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美
9 番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊

傍聴者 2 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
4. 農地の造成工事に係る届出について
5. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
6. 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について

2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
3. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
6. 農地の転用事実に関する照会について
7. 農地転用許可について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
 - 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
 - 農地利用最適化交付金について
 - 勤務管理報告書(書式)
 - 令和4年度サツマイモ苗の植付について
 - 令和4年度黒大豆作付スケジュール
 - 農業者年金(パンフレット)
- 主幹 出席者数による会議の成立を確認
傍聴人 2名
生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼
- 議長 開会宣言
議事録署名委員の指名
4番 西口 委員、5番 池田 委員、6番 北村 委員
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 〔議案読み上げ〕
農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。
- No.1～5の申請地の位置について
別紙位置図の地図番号(1)で、緑ヶ丘中学校より南へ約300m、往馬大社東へ約500mのところ position する西菜畑町地内の農地5筆
- 申請理由について
本申請について、譲渡人は、父親の代より近隣の方々にお手伝いをしてもらいながら畑として維持管理をもらっていた。また相続した二人は市外在住で住所地より離れているため、本人たちは耕作できず、引き続き近隣の方にお手伝いしてもらっていた。
また譲受人は、生駒市での農地の取得は初めてだが、桜井市に農地を所有しており、一部は貸付け等されているが、野菜等を植え付けている様子である。今回の農地についても、

トマト・なす・胡瓜・西瓜等の夏野菜を作付けする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.6～7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、往馬大社の北東約200mのところの位置する中菜畑2丁目地内の農地2筆

申請理由について

譲渡人は、多くの農地を持つ一方、年齢的にも高齢となり、一部を貸し付けるなどして耕作をし、維持管理に努めてきた。

また譲受人は、ここ最近の住所地近隣住宅の開発のために、所有している多くの農地を手放しているところだった。なお譲受人は高齢であるが、息子夫婦・孫夫婦も手伝うこととなっており、耕作維持の心配はない。この圃場では果樹(ブルーベリー・イチジク)を作付ける予定である。

今回、両者の思いが合致し、譲渡人の農地を所有権移転することとした次第である。

なお今回の農地については、生産緑地が指定されたままでの売買となる。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.8の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、壱分ランプ交差点の南東約300mのところの位置する壱分町地内の農地1筆

申請理由について

譲渡人は、生産緑地の指定された農地を父親から夫、夫より相続した。亡ご主人は相続した時点で高齢の為、3条使用貸借により農地を親類に耕作してもらっていた。その後相続した譲渡人も高齢の為に自ら耕作できず、引き続き耕作もお願いし、維持管理に努めてきた。

また譲受人は、ここ最近の住所地近隣住宅の開発のために、所有している多くの農地を

手放しているところだった。なお譲受人は高齢であるが、息子夫婦・孫夫婦も手伝うこととなっており、耕作維持の心配はない。

今回、両者の思いが合致し、譲渡人の農地を所有権移転することとした次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.9～16の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、北コミュニティーセンターはばたきの南西約400mのところに位置する上町地内の農地8筆

申請理由について

譲受人は、奈良市水間町の農地を3条で借受け、主にお茶を栽培しており、今回は自宅近くで農地を探していた。譲り受ける農地については主にお茶を栽培し、夏野菜等を作付けする予定である。

一方譲渡人は、8筆7人の所有者であり平均年齢は約70歳で、農地には車が入るような進入路もなく、各々畑として利用してきた。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号(No.1～7)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1～5だが、説明があった通り相続人が遠方にお住まいで農地の維持が難しいが、譲受人が農地として維持するということで売買が成立している。譲受人は生駒市内での更なる農地を求めており、意欲的な方なので農地としての維持ができると思うので、この売買の成立がいい方向に向かうのではないかと思う。

No.6～7については今説明があった通り、譲受人の農地が宅地造成のために失われ、代替地を求めていたところ親族でもある譲渡人の農地を譲り受けることとなった。農地として維持で

きるようになると思うので承認のほう、よろしくお願ひしたい。

○議長 議案第1号(No.8)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲受人は昔から耕作している生産緑地の農地を地域の開発業者に売却し、代替え地として申請中の生産緑地の農地を取得したいということであり、問題ないと思われる。

○議長 議案第1号(No.9～16)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

No.1～5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、南田原公民館から東に約200mのところの位置する南田原町地内の農地5筆

本農地は昨年5月の委員会で承認いただいたが、この後の報告第2号にあるが、事業変更により取下げ届が出され、再度申請があった。

申請理由について

事業変更の内容としては、現在の農地の形状変更を全くせず使用する事により、以前の計画での造成費用等の金額の面で負担が大きく、そのことを軽減するためと聞いている。

No.1の譲渡人は当該農地を維持管理し、またNo.2～5の譲渡人は当該農地を耕作、維持管理をしてきた。このNo.1～5については、近隣の鉄工所を営む法人の依頼により、青空資材置場・青空駐車場として農地を提供することとなる。

No.1の青空資材置場へは、国道168号バイパスからの進入。No.2～5の青空資材置場・青空駐車場への進入路としては、旧168号線より村の中を通り進入する計画としている。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、現状の農地はそのままの状態を利用するため、基本的には全て自然浸透と今までどおり水路への放流となる。No.1の雨水は自然浸透および西側水路への放流とし、No.2～3の雨水は自然浸透および東側水路への放流とし、No.4～5の雨水は現状のままとなる。地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.2～5については転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。またNo.1については転用面積が300㎡未満だが、今回の関連案件のため、これもまた奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 昨年4月30日付けで申請があり、その時も問題ないと事だった。その後1年経つが草刈もされ、刈り取った草もちゃんと処分されている。一部宅造の許可が必要であったが、その申請を取り下げ、宅造の不要な工事として再申請することとなった。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.2～5について、転用目的を活かすために旧168号線から町内を通過ということだったが、通行の関係について自治会などから意見はなかったのか。
- 主幹 村の中を通過ということは聞いているが、自治会からの同意などの話は聞いていない。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。
議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6)で、奈良交通大北バス停より南に約100mに位置する農地1筆
申請理由について

本申請について、使用貸人は、父親の代より近隣の方にお手伝いいただき、相続後も自宅から遠いために同様の状態だった。この農地に隣接する本人が所有する農地を令和2年に今回借受ける法人に貸し付けており、使用借人の意向を受け、本農地1筆を貸与することとなった。

また今回農地を借受ける法人は、平成30年・令和元年2年3年と高山町の多くの農地を借り受け、施設野菜ではミニトマト、露地野菜では季節野菜を栽培されており、今回の農地では、ナスや万願寺唐辛子を栽培する予定であり、今回、農地の拡大をしたいということである。

要件について

生駒市での経営耕地面積は102アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
 - 委員 利用権の設定をする方は報告4号の18条の6項で賃貸借の解除になっているが、賃料をもらえる賃貸借をやめて賃料のもらえない使用貸借になるというのは、賃貸借を賃借人から解除されて困って利用権の設定に応じたということなのか。
 - 主幹 借人の方から貸してほしいと言われ、契約を解除された。
 - 委員 賃貸借なので賃貸の期間が存在していると思うが、それが終了したということなのか。
 - 主幹 契約期間は残っていたが、賃貸人による賃貸借解約の認識が無かった。更新がうまくいっているのかはわからず、賃借人による耕作はされていなかったものと思われる。
 - 補佐 賃貸借契約なので、両者の合意に基づく解約がなければ法的には続いている。今回使用貸借で貸すということになれば、法的には賃借人がいるので契約解除の手続きをしないと新たに貸すことはできないため、今回18条6項の届が出てきた。
 - 委員 一般的に考えると、賃料がもらえる賃貸借をやめて使用貸借にするのが理解できない。
 - 議長 今の質問に対して、わかる範囲で調査してまた報告してほしい。
 - 補佐 実際のところ、誰が耕作していたかなどはわからない。ただ台帳上は賃借人がいたため、この土地を第三者に貸すために台帳上の契約を解除してくださいということでお願いした。実際には賃料も支払っていたかもわからない状況である。ただ、両者とも18条6項に基づく解除については賃借人と賃貸人の両者からでてきているので、解除についてのトラブルは発生していないので問題はないと考えている。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認を宣言
議案第4号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指

導要綱に基づき、届出の提出が必要である。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により許可があると、申請者に許可書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

No.1～7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(7)で、光明中学校西側に位置する小明町地内の農地7筆申請理由について

この農地は、令和4年1月定例会の中で、「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」を提案し、審議・許可をいただいた農地である。

地盤面一部を切土し、低い土地に土砂を盛ることで高低差を少なくし、畑として利用する予定である。整地後、ハウスを建ていちご栽培の予定である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局でこれまでの事情を含めて現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上のことから、本申請については、特に問題等はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○副議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明通り、1月に集積計画がでていた案件で今回は造成するというので、光明中学から見て西側に向かいそれぞれ段差があり、細長くなる土地なので切土盛土で平坦化し、有効利用できるようになると思う。

○副議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 水路はどうなるのか教えてほしい。土を入れていくと上から下に落ちていく水路がなくなっていくのではないのかと思う。

○主幹 基本的な水路については北側になっている。南側も水路はあり、それを考慮しながらの造成になると思う。実際はもう1筆、光明中学校側の農地を併せて1月にお話ししているが、その時点で既に水路の話はできている。その後、今回の造成の届出ができた。

○委員 この造成に関してはこの番地とこの番地を一つにするとか、そういう報告はないのか。それともこの畑の中なら自由に造成できるのか。7筆あるのが何筆に変更されるのか。この場所は段々があるので、どのような形で造成をされるのかということ把握していたらお聞きしたい。

○主幹 駐車場の左手側その横の部分までが上の法面になってくる。そこから一番下の35-1の真ん中くらいまでが平面になり、また法面になっていく。

○委員 35-1の真ん中あたりから39-1あたりまでがほぼ平面になるということなのか。

○主幹 そういかたちです。

○委員 これだけ広い土地を造成するという事だから、水路や今現在、田をしているところを抜くということになりかねるが使用者の了解済みなのか。

- 主幹 了解済みである。
- 委員 農地の狭地合わせになると思うが、宅地の場合なら盛土は何m以上、切土は何m以上という決まりがあったと思うが、農地の場合はそういうのはないのか。
- 主査 宅造の規制区域だが、農地造成については宅造手続きはいらぬ。ただ1m以上の盛土、3000㎡を超える造成になる等の場合、農地造成でなく農地法第5条の一時転用の手続きを踏むこととなる。

○副議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○副議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第4号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

議案第5号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び議案第6号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

議案第5号「令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価について」を説明

- ・農業委員会の状況
- ・担い手への農地の利用集積・集約化
- ・遊休農地に関する措置
- ・新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

議案第6号「令和4年度の最適化活動の目標の設定等」を説明

農業就業者数のとらえ方が今回は基幹的農業従事者数、つまり農業を主とする従事者数と変更されたため、数値が大きく変わっている。

平成29年度より農地利用最適化交付金事業というのが導入されている。この事業は、農地の集積集約、遊休農地対策の成果を基にした報酬と活動した日数をもとにした報酬の2本立てで構成されている事業である。最適化活動の目標については目標設定にあたり、最適化交付金事業を意識したものとする事となった。目標は2つ「1.最適化活動の成果」と「2.最適化活動の活動目標」がある。今年度より活動時間について、

1.最適化活動の成果目標は

- (1) 農地の集積
- (2) 遊休農地の解消
- (3) 新規参入の促進

2.最適化活動の活動目標は

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標
- (2) 活動強化月間の設定目標
- (3) 新規参入相談会への参加目標

などの目標設定をする仕組みが追加された。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第5号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び議案第6号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の承認を宣言
奈良県担い手マネジメント課を通じて国への報告と、その後、市ホームページによる公開を事務局に依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて」

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第7号「農地転用許可について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～24については、相続により所有権を取得した農地、No.25については賃借権を取得した農地が届出されたものである。No.1～6については、太融寺という西菜畑のお寺の農地2筆を7人の檀家が共有しており、各家で相続があったことについて、届出されたものであり、今回生産緑地の継続を考える中で相続手続きを指導したものである。管理のし易さを追求する意味で、今後持ち分放棄の検討を案内している。

報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、昨年5月に南田原町5筆について農地法第5条第1項の規定に基づく、青空資材置場、青空駐車場に係る許可申請があったが、事業変更により取り下げがあったものである。

No.1～5については、地図番号(5)で、南田原公民館から東に約200mのところにある南田原町地内の農地5筆である。

この届出の提出があった後、先ほどの議案第2号のとおり農地法第5条1項の規定に基づく

許可申請が提出されたものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～3の申請地につきましては、地図番号(8)で、鹿ノ台住宅地にはほぼ隣接する農地3筆である。自己用住宅建築を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第5号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出ができたものである。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～2については約10年以上前から宅地の敷地として利用してきたものである。

No.3については約10年以上前から駐車場として利用してきたものである。

No.4については昭和年代から宅地として利用してきたものである。

報告第7号「農地転用許可について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものおよび、許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第3号についてだが、下流の方にまだ耕作をしている農地があるが用水関係はどうなっているのか。事務局は現地調査などしているのか教えてほしい。

○主査 現地調査はしていない。図面での提出で、水路は確認しており特に水路をさわる事はないと

聞いている。

- 委員 農地が若干残っているが、その農地に行くためには前にある農道を通らないといけないが、工事車両が来たりすると危ないのではないかと思う。確認などとれているのか教えてほしい。
- 主査 工事車両が入る事については、該当の農地に対しては伝えている。他の農地を阻害する行為はないと聞いている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼
- 主査 農地集積集約に係る情報交換についての趣旨を説明
 - ・貸付け希望農地の紹介
 - ・農地を希望する農業者の紹介
 - ・その他

貸付け希望農地の紹介だが、遊休農地で利用状況調査の結果農地バンクを希望するもの、単に農地バンクを希望する農地などについて事務局から紹介していく。

農地を希望する農業者の紹介農地を希望する農業者についてだが、名前、希望する作物他などについての紹介をさせてもらう。

その他、営農準備活動、営農支援活動、農業者と地権者との面倒を見てもらったなどについての報告をいただいたり、その状況を踏まえ、他の委員による相互フォローをいただいたりすることになると想定する。

これら情報交換を定期的に行うため、この後の斡旋活動、農家の方の準備活動、支援活動、事業拡張に伴う斡旋活動などに役立ててもらえるようお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 会議の内容は議事録に記載されホームページで公開されているが、具体的な話になった時に所有者の名前や住所がでるのはどうかと思う。
- 主査 個人情報の公開はしない。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 補佐 農地利用最適化交付金について説明

令和4年度から変更があり、成果実績払いと活動実績払いがあるが、そのうちの活動実績払いについて、各委員の最適化活動に日数の実績に応じ、評価点を算定して交付されることになった。また、交付金の支払いに際し、月あたりの平均活動日数が、5日以下の場合当該委員への委員の実績払いはゼロ、1日も活動をしない委員がいる場合、当該委員会への交付金は、ゼロとなる。そこで、今までの活動の方法では、国の基準に達しないため、委員の活動方法について、ご提案させていただく。

農地利用最適化交付金の支給に際し、国から農地利用最適化の活動目標年間61日以上を

するようにとの指導があった。

- 1.各地区の農業委員と推進委員で、月2回の農地パトロールを実施していただきたい。
- 2.定例会前の現地調査・経由印押印前の現地調査及び納税猶予等の現地調査に際し、農地パトロールを実施していただきたい。
- 3.定例会において、農地の情報交換を行う。
- 4.その他、農地のあつ旋等をお願いしたい。

○補佐 この夏には、国政選挙が行われる。委員の皆様は、非常勤特別職の地方公務員になるため地位を利用した選挙活動は禁止されているので、ご注意願いたい。

○主査 勤務管理表の説明

委員会で新しい勤務管理表をお配りしたが、今回最適化交付金事業にかかる活動の記録をしやすいするため、再度新しい書式をお配りする。農地集積、新規就農、遊休農地の解消については、チェックしその上で、時間を記載することで報告することをお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 農業祭で朝に芋を植えて、昼から定例会になった場合はどうなるのか。

○主査 定例会の前、後で農地パトロールしているかどうかポイントになる。

○委員 1日2回の活動はいいのか。

○主査 2段に分けて書いても良い。同じ日に2回パトロールしても1日とカウントされてしまう。日が分かれていれば複数回のカウントとなる。

○補佐 定例会の時に農地の情報交換をしたら1日とカウントする。定例会の前の現地調査をしたら1日とする。それ以外の日で月2回のパトロールをしてもらったら2日とカウントする。

○委員 定例会の日に農地パトロールをした時は2日でカウントされるのか。

○補佐 1日でカウントする。

○委員 6日の縛りでいくと定例会の日に農地パトロールをやった方がいいのか、それとも別の日の方が望ましいのか。

○補佐 同じ日にしない方がいいかと思う。

○委員 個人的に相談をうけたことがあるが、同行者や第三者に証明できないケースがある。電話で相談を受けたりする場合など、電話だけで終わることもあるが、その場合は証明書を書く時に証明できる相手がいないことになる。

○補佐 必ず証明する相手が必要ということはない。

○主査 事務局が同行している場合は、事務局の名前を書いてほしい。同行者の欄が空白でもかまわない。

○委員 不動産の業者などと一緒に現場に行った場合は業者の名前は書かなくてもいいのか。

○主査 その場合は同行者の欄は空欄でかまわない。

○補佐 3条申請はできれば農業委員と推進委員と一緒に行ってほしい。

○委員 今までなら推進委員だけで行っていたが、農業委員と一緒に行かないといけないのか。

○補佐 3条や県に送る4条5条などは審議が必要になるため、農業委員と推進委員のペアで行ってほしい。ただ、市街化区域内の転用については推進委員だけでお願いしたい。それについては

現在のところ農地パトロールの対象外になっている。

○議長 対象外になるのか。

○補佐 対象外というのは農地利用最適化交付金の日数にはカウントされないが、報酬の対象にはなる。

○委員 今まで通り時間での報酬はでるが農地パトロールの対象にはならないため、補助金の対象にはならないということか。

○議長 運営していく中で様々な矛盾点が出てくると思う。農地の集積集約や遊休農地、耕作放棄を防止するなどの活動をして報告していただくというかたちになると思う。2回ほど農地パトロールをすれば、委員会、現地調査、納税猶予、遊休農地の調査などで1ヶ月に5回以上のカウントになると思う。4月から9月までということなので農業委員と推進委員で調整していただき5月中に2回ほどやり、以後カウントを見ながら後期の方で遊休農地の調査があるので7月8月でどのくらいまで回数を伸ばしていくかなど、やりながら試行錯誤で9月をむかえようと思う。

○主幹 農業祭にむけてのサツマイモ苗の植付について説明

6月13日にマルチ張り・苗植付をするので、8時に北コミュニティーセンターで全委員さんをお願いしたい。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○主幹 次回の日程について

定例会 令和4年6月13日(月)午後2時 401・402 会議室

現地調査 令和4年6月6日(月)

6月3日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時40分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第5回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 北村 由子
